

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和十一年六月三日改正

定 款

川長運送株式会社

川長運送株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ川長運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ取締役會ノ決議ニ依リ支店ヲ必要ノ地ニ置クコ

第三條 當會社ハ海陸運送及運送取扱ニ關スル業務並ニ之ニ關聯スル一切ノ事業及同

第四條 當會社ノ資本金額ハ貳拾參萬五千圓トス

第五條 當會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾年トス

第六條 當會社ノ公告ハ當會社ノ本店店頭ニ掲載ス



第十六條 新株券交附ニ對シテハ株券壹通ニ付金五拾錢名義書換ニ對シテハ壹通ニ付金貳拾錢ノ手數料ヲ徵收ス

第十七條 株主ハ其氏名住所並ニ印鑑ヲ當會社ニ届出ル事ヲ要ス其變更ノトキ亦同ジ

株主ガ前項ノ届出ヲ怠リタル爲ニ生ジタル損害ハ會社其責ニ任ゼズ

第十八條 當會社ハ五月一日及十一月一日ヨリ定時株主總會終了迄ノ間株主名義ノ書換ヲ停止ス

但シ臨時總會ノ場合ハ開會當日ノ二週間前ヨリ之ヲ停止ス

第十四條 株主總會

### 第參章 株主總會

第十九條 定時總會ハ毎年六月及十二月之ヲ閉キ臨時總會ハ社長取締役會又ハ監査役

二十名以上ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ開ク

第二十條 總會ハ會日ヨリ十四日前ニ各株主ニ對シ會議ノ場所時日會議ノ目的タル事

項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ通知ス

第二十一條 總會ノ議事ハ招集狀記載ノ目的事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ズ

第二十二條 總會ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ任ス社長取締役共ニ差支アルトキハ出

席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十三條 總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキ

議長之ヲ裁決ス

第二十四條 株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第二十五條 株主ハ代理人ヲシテ總會ニ於ケル議決權並ニ株主權ヲ行使セシムルコト

ヲ得

第二十六條 總會ノ議事ハ決議録ニ記載シ議長並ニ出席株主貳名之ニ署名捺印シテ當

會社ニ保存ス

第四章 役員

第二十七條

當會社ハ取締役八名以内監査役參名以内ヲ置ク

第二十八條

總會ニ於テ取締役ハ株式壹百五十拾株以上監査役ハ五十株以上ヲ所有スル

株主ヨリ選任ス

第二十九條

取締役ハ任期中其所有株壹百株ヲ監査役ニ供託スベシ監査役ハ其ノ預リ

第三十條

取締役ハ互選ヲ以テ專務取締役社長壹名常務取締役四名以内ヲ選舉ス

第三十一條

社長ハ當會社ノ業務ヲ統理シ會社ヲ代表ス社長ニ事故アルトキハ常務取締役ノ内壹名之ヲ代理ス

第三十二條

取締役又ハ監査役任期中缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ招集シテ補缺

選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ニ缺ケス且ツ業務ノ執行ニ支障ナキトキハ次回ノ改選

期迄其選舉ヲ延期スルコトヲ得

補缺選舉ニ依リテ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘餘期間トス

第三十三條

取締役ノ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結前ニ滿了シタルトキハ其終結

第三十四條

社長取締役監査役ノ報酬ハ一期間金七千五百圓以内トス

第三十五條

當會社ノ計算ハ二期ニ分テ毎年四月末日及十月末日ノ兩度ニ閉鎖ス

第三十六條

當會社ハ毎決算期ニ於ケル總益金ヨリ一切ノ諸經費及損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ通り處分ス

第一

法定積立金

百分ノ五以上

第二

固定資産消却金

百分ノ五以上

第三

役員賞與金

百分ノ十以下

第五章 計算

第三十五條

當會社ノ計算ハ二期ニ分テ毎年四月末日及十月末日ノ兩度ニ閉鎖ス

第三十六條

當會社ハ毎決算期ニ於ケル總益金ヨリ一切ノ諸經費及損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ通り處分ス

第一

法定積立金

百分ノ五以上

第二

固定資産消却金

百分ノ五以上

第三

役員賞與金

百分ノ十以下

第四 社員救済基金

百分ノ五以下

第五 株主配當金

但シ都合ニ依リ内幾分ヲ別途積立金トナシ若シクハ後期繰越金トスルコトアルヘシ

第三十七條 前條ノ別途積立金ハ株主總會ノ決議ニヨリ自由ニ處分シ得ベキモノトス

第三十八條 積立金ハ取締役會ノ決議ニ依リ公債證書又ハ確實ナル會社株券或ハ債券

ヲ以テ積立テ置クコトヲ得

第三十九條 配當金ハ毎決算期ノ末日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

第四十條 利益配當金ハ株主總會決議ノ日ヨリ參ケ年ヲ經過スルモ請求ナキトキハ其

請求權ヲ拋棄シタルモノト看做シ當會社ニ收得スベシ

第三十三條 取締役會ハ株主總會ノ決議ニ依リ調査員ノ設置ヲ命ジ得ベシ

前項調査員ニ付シテ數計士モ之ヲ選任スルコトヲ得

